

就 産 第 381 号
令和 7 年 12 月 26 日

静岡県雇用対策審議会委員 各位

静岡県経済産業部長

令和 7 年度第 1 回静岡県雇用対策審議会の開催について（書面会議）

県政の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年度厚生労働省補助金「地域活性化雇用創造プロジェクト」の確保に向けて、県が厚生労働省に提出する提案書について委員の皆様から御意見をいただきたく、静岡県雇用対策審議会を書面にて開催いたします。

つきましては、年初の御多忙のところ恐縮ですが、下記のとおり回答書の提出をお願い申し上げます。

なお、提案書に関する説明会を開催いたしますので、参加を御検討いただきますと幸甚です。

記

1 審議事項

静岡県が厚生労働省補助金「地域活性化雇用創造プロジェクト」に資料 2 のとおり提案書を提出することについて

2 資料

資料 1 : 「地域活性化雇用創造プロジェクト」について

資料 2 : 静岡県が厚生労働省に提出する企画提案書

参考資料 1 : 就業支援局主要事業

参考資料 2 : 地プロ事業に関係する令和 7 年度の実績

参考資料 3 : 本県の雇用情勢等

3 提案書説明会（オンライン）

(1) 日 時：1月8日（木） 14：00～15：00（1時間）

16：00～17：00（1時間）

1月9日（金） 10：00～11：00（1時間）

13：30～14：30（1時間）

※内容は同じです。御都合のよい日に参加をお願いします。

(2) 開催方法：Zoom（次ページを参照）

(3) 備 考：上記日程以外でも、対面等での御説明も実施いたしますので、御希望の場合は下記担当宛に御連絡ください。

4 回答書の提出

別添回答書により1月15日（木）までに担当宛てメール又はFAXで提出

5 その他

別紙「審議事項の御説明」も必要に応じて御確認ください。

担当者：就業支援局産業人材課 池上、仁科

電 話：054-221-2825

FAX：054-271-1979

E-mail：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

提案書説明会（オンライン） ZOOM URL

① 1月8日（木） 14：00～15：00（1時間）

16：00～17：00（1時間）

<https://us02web.zoom.us/j/89847430515?pwd=p2tnfthKa4ma9QXii2Nvgf2ehpCnD>

J.1

ミーティング ID: 898 4743 0515

パスコード: 172514

② 1月9日（金） 10：00～11：00（1時間）

13：30～14：30（1時間）

<https://us02web.zoom.us/j/83779552124?pwd=rweDwUAn4Cau2Ypo4xGjcpZ2cild6>

z.1

ミーティング ID: 837 7955 2124

パスコード: 543913

審議事項の御説明

県政の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和7年度第1回静岡県雇用対策審議会の開催に当たって御説明をいたします。

1 書面会議開催の趣旨

- ・ 県は、令和8年度の雇用関連事業の一部について、厚生労働省の補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト（以下「地プロ」という。）」の活用を検討しています。
- ・ 地プロの採択に向け、県は、R8.1.20までに、厚生労働省に提案書を提出し、厚生労働省は、当該提案書を外部有識者による「評価・選定委員会」に諮った上で、採択地域を決定します。
- ・ 当該提案書の提出に当たっては、提出期限のR8.1.20までに「地域の関係者による協議会（当県では静岡県雇用対策審議会を活用します。）」の了承を得ることが厚生労働省から求められています。
- ・ このため、今回、提案書（資料2）について審議会の場で御説明し、提案書の了承をいただきたく、書面会議を開催するものです。

(採択までの流れ)

時 期	雇用対策審議会	地域活性化雇用創造プロジェクト
R7.12.26		厚生労働省はR8新規提案募集開始
1月上中旬 R8.1.20	<u>審議会1回目（書面会議）</u>	<u>提案書の了承</u> 県は提案書を厚生労働省に提出
2月上旬 R8.2.19	審議会2回目※（ハイブリッド開催）	厚生労働省にて評価・選定委員会開催
3月中下旬	全委員に採択結果を報告	採択地域決定

※第2回は、県の雇用対策全般について御報告し、御意見をいただく予定です。

(令和7年度審議会の予定)

区 分	実施時期	実施手法	内 容
1回目	1月上中旬	書面会議	・ 地プロ提案書の内容説明
2回目	R8.2.19(木) 10:00-11:30	ハイブリッド (対面、Web)	・ R7年度の雇用対策の取組状況 ・ R8年度の雇用対策の主な内容

2 資料について

(1) 資料1 「地域活性化雇用創造プロジェクト」について

- ・厚生労働省作成の資料です。本審議会は、「3事業スキーム・実施主体等」中、「地域の関係者による協議会」に当たり、助言・効果検証の場となります。

(2) 資料2

- ・県が厚生労働省に R8. 1. 20 に提出する提案書となります。

区 分	内 容
様式 第2号-1	<ul style="list-style-type: none">・【本県の課題】新卒者のUターン就職率は年々低下傾向にあります。このため、必要な産業人材の確保のためには、若者だけでなく、女性、高齢者、外国人等を含めた多様な人材に向けた就労支援が必要である点、そして、県内企業に向けては、こうした多様な人材が活躍できる環境の整備を促進する必要がある点、が喫緊の課題となっています。また、長期的には、企業における労働生産性を向上させ、良質な雇用（※）の増加を図る必要があります。・【必要な支援策】第一に、採用ブランディングや、求職者との接点創出等による企業等の採用力の強化に向けた支援、第二に、若者、女性など多様な人材に向けた就労支援、第三に、在職者に向けたDX人材の育成等の人材育成、この3つの観点から、地プロの事業を展開します。・【事業テーマ】【戦略的雇用創造分野】を「多様な人材の活躍による産業人材の確保・育成・定着」「人手不足分野」とした背景として、右上の「地域の関係者からの意見」に記載したとおり、本県の中小企業は業種を問わず幅広い分野で人手不足が深刻化しているとの意見があることから、特定の業種に限定することは適当ではないと考え、案を作成しています。 また、令和6年度静岡県雇用対策審議会にて、多様な働き方の実現にはDX等を推進し「選ばれる企業」をいかに増やすかが重要といった意見があったほか、経済団体からは、外国人労働者の受入れは重要との意見もあることから、年齢、性別、国籍を問わず多様な人材を対象とし、良質な雇用の創出を目指す案としています。・【事業効果のアウトカム】本事業は本県にとって初めての試みであり、事前に事業効果を測定しにくいこともあるため、事業費100万円当たり1人以上の良質な雇創出を目指す、という厚生労働省の本事業における応募要件をよりどころとし、毎年度157人と設定しました。今後、年度途中又は年度終了時点での実績を踏まえ、必要に応じて事業の見直しをしながら、目標達成に向けて取り組んでまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・【A企業・事業主向け支援】【B求職者・労働者向け支援】【C就職促進支援】地プロの補助金を充当する事業は①②③…、地プロの補助金を充当しない事業は県単事業として①②③と記載しています。個々の取組の詳細は様式第2号2-2を御覧ください。
様式 第2号-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号-1とおおよそ同じ内容です。
様式 第2号-2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号-1にて示した個々の取組について、取組内容詳細、当該取組によるアウトプット目標、事業経費等を記載する様式です。 ・アウトプット目標の考え方は次のとおりです。 「A企業・事業主向け支援」…支援を行った企業・事業主の数 「B求職者・労働者向け支援」…支援を行った労働者又は求職者の数 「C就職促進支援」…支援に参加した企業・事業主及び求職者の数 ・地プロの補助金を充てない事業（様式第2号-1中、●県単事業）は、取組名に（参考）と付し、アウトプット、事業経費の欄は0となります。また、県単事業からアウトカムを計上することはありません。
様式 第2号-2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営体制について記載する様式です。 ・静岡県は、事務局機能は県の直轄（直営）とし、本審議会委員等の諸謝金及び旅費を、補助対象経費として計上します。
様式 第2号-2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・事業総括表となります。

※「良質な雇用」の厚生労働省の定義は、次の賃金要件及び労働要件を満たす雇用等です。

区 分	内 容
賃金要件	<ul style="list-style-type: none"> ①又は②のいずれかを満たすこと。 ①所定内給与額の1か月当たりの平均額が基準額（静岡県：R7年度224,500円）以上であること。 ②前職又は処遇改善前の月所定内給与額が5%以上上昇したこと。
労働要件	<ul style="list-style-type: none"> 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

（3）参考資料1、参考資料2

- ・地プロ事業は、既存事業の単純な財源振替は認められず、現行事業の課題等を踏まえて実施内容や実施方法を見直すことが求められています。
- ・関連事業について参考資料としてとりまとめましたので御覧ください。

（4）参考資料3 本県の雇用情勢等

- ・基礎データとなります。